



しものせきだより

vol.37 R6.1.9



安全パトロールを開催しました！！

令和5年12月14日、国土交通省下関国道維持出張所・工事受注者・労働基準監督署による安全パトロール及び、意見交換を実施しました。

位置図



労働基準監督署の講話

講話内容

- 労働基準法における労働時間の定め
- 時間外労働の上限規制（令和6年4月1日適用）



現地の状況説明



現場パトロール中

国土交通省下関国道維持出張所管轄の工事における現場の点検を行い「事故0」、労働災害防止に向けて工事関係者の意識の向上を図りました。

【労働基準監督署からの声】山口労働局 下関労働基準監督署 桑原様



この度は、安全パトロールに同席させていただきましてありがとうございました。講話でお話しした内容になりますが、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されます。長時間労働に繋がる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮のご協力と、「災害その他避けることのできない事由」により限度を超える場合は、必要な手続きをお願いします。

発行
問合せ先

国土交通省 中国地方整備局
山口河川国道事務所 下関国道維持出張所
〒750-1144 山口県下関市小月茶屋2-6-10
TEL (083) 282-1016

山口河川国道事務所

HP



X(旧 Twitter)

